

おしえて！りそにや。



制度（基本）

運用・商品（基本）

運用・商品（実践）

その他

もしものとき、確定拠出年金はどうなる？

確定拠出年金は、ご自身が60歳^{※1}から70歳の間に【老齢給付金】として受取るのが一般的です。しかし、60歳になるまでに、もしも加入者ご自身が次のような状態になった場合には、それまで積立てられた確定拠出年金の資産が給付されます。それが、【障害給付金】と【死亡一時金】です。

もしものとき…つてどんな時？

もしも 所定の障害状態になったとき

もしも 死亡したとき

障害給付金

傷病等によって一定の障害の要件に該当することになった場合、障害給付金の受給権者となり、障害給付金の支給を請求することが可能です。

受取方法 年金または一時金

受取要件 70歳の誕生日の2日前までに、所定の障害状態になられた場合

- 障害基礎年金の受給者
- 身体障害者手帳（1級～3級までの者に限る）の交付を受けた者
- 療育手帳（重度の者に限る）の交付を受けた者*
- 精神障害者保健福祉手帳（1級及び2級の者に限る）の交付を受けた者

*療育手帳は、発行する自治体によって手帳の名称が異なることがあります（「愛の手帳」、「みどりの手帳」など）。



死亡一時金（ご遺族が受取ります）

加入者または加入者であった方が亡くなられた場合には、ご遺族の方に死亡一時金が支給されます。

受取方法 一時金

請求ができるご遺族の順位

- 第1位…死亡一時金受取人（※2）
- 第2位…配偶者（死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 第3位…子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順位で、死亡された方の収入によって生計を維持していた方
- 第4位…上記「第3位」の方以外で、死亡された方の収入によって生計を維持していた親族
- 第5位…子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順位で、「第3位」の方に該当しない方



※1 通算加入者等期間が10年に満たない方や、規約によっては、受取ができる年齢が、60歳からではなく61歳～65歳からとなる場合があります。

※2 「死亡一時金受取人」とは、加入者等があらかじめ死亡一時金の受取人として、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中から指定し、JIS&T社に通知していた方のことです。

確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きをおこなっていただけます。



<https://www.resona-tb.co.jp/401k/>



もしものときの
受取り手続きを
確認しておこう！

パスワードをお忘れの方はこちらからお手続きできます。
お取引状況のお知らせ右上に記載の口座番号が必要です。

2018年8月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室

〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金センター

0120-401-987+「2#」

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

りそな銀行 ホームページ

<https://www.resonabank.co.jp/>

本レターの無断引用・転載はお断りします。